

志免町買い物支援事業「買い物支援協力店」募集要項

1. 目的

日常の買い物が困難な高齢者等に対し、商品の配達又は移動販売などを行う店舗及び事業所（以下「買い物支援協力店」という）に関する情報誌の作成及び提供を行うことで、高齢者等の在宅での生活を支援することを目的とする。なお、本事業は、志免町が志免町社会福祉協議会に委託して実施されるものである。

2. 登録資格

買い物支援協力店の登録資格は、次のとおりとする。

(1) サービス内容

買い物支援協力店のサービス内容の種類は、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 食料品・日用品の宅配
- イ 食料品・日用品の移動販売
- ウ 食料品・日用品の買い物代行

(2) 活動範囲

買い物支援協力店は、町内に活動範囲を有するものとする。

(3) サービス方法

買い物支援協力店は、町民の申出に応じて有料又は無料でサービスを提供するものとする。ただし、サービスを行う時間、曜日又は数量等の設定については、買い物支援協力店が任意に行うことができる。

(4) その他

買い物支援協力店が提供する商品及びサービス内容が、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、町民に不利益を与えないものであり、信用性と信頼がもてるものであることとする。

3. 申請方法

買い物支援協力店として登録を希望する店舗又は事業所（以下「希望者」という。）は、志免町買い物支援協力店登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、志免町社会福祉協議会に提出する。

4. 申請時期

希望者は、随時、登録の申請をすることができる。ただし、情報誌完成後に登録した店舗又は事業所については、次回の情報誌作成時に掲載するものとする。

5. 審査及び登録

志免町社会福祉協議会は、第3項の規定による申請を受けたときは、申請を行

った店舗又は事業所の商品及びサービス内容等が本要項に定める基準を満たしているかどうかを審査し、「買い物支援協力店」として承認する場合は、志免町買い物支援協力店登録決定通知書（様式第 2 号）を希望者に通知するものとする。

6. 登録内容の変更

買い物支援協力店は、登録内容を変更するときは、速やかに志免町社会福祉協議会に申出するものとする。

7. 登録の解除

買い物支援協力店が、登録の解除を希望する場合は、志免町社会福祉協議会に申出するものとする。ただし、既に作成した情報誌から当該買い物支援協力店に関する記載を削除することはできない。

8. 登録の取消し

志免町社会福祉協議会は、買い物支援協力店が、本要項に定める基準を満たさなくなったと判断する場合、その他経済的または社会的信用を著しく欠いていると判断する場合は、志免町買い物支援協力店登録取消通知書（様式第 3 号）の送付をもって登録を取消することができる。

9. 留意点

志免町社会福祉協議会は、買い物支援協力店に関する情報の集約及び広報を行うのみとし、サービスの提供に関する一切の行為については、買い物支援協力店と利用者との直接取引とし、志免町社会福祉協議会は一切の責任を負わない。